

宮崎県公報

平成24年12月20日(木曜日)号外 第68号

癷 行 禬

刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

○宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例(議会事務局) 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例(条例第73号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

地方自治法の一部改正により、委員会の委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことや政務調査費の名称が政務活動 費に改められたこと等に伴い、宮崎県議会委員会条例、宮崎県政務調査費の交付に関する条例及び宮崎県議会基本条例につい て所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日から施行することとしました。

宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第73号

宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する条例

(宮崎県議会委員会条例の一部改正)

第1条 宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (特別委員会の設置) (特別委員会の設置) 第3条 議会において特定の事件を審査するため、その議決により 第3条 議会において特定の事件を審査するため、その議決により 特別委員会を置くことができる。 特別委員会を置くことができる。 2 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議され ている間在任する。

(宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県政務調査費の交付に関する条例	宮崎県政務活動費の交付に関する条例
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 100条 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 100条 第14項及び第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員の調査研究に 資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員 に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるもの とする。

第14項から第16項までの規定に基づき、宮崎県議会議員の調査研 究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会にお ける会派 (以下「会派」という。) 及び議員に対し、政務活動費 を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

(政務調査費の交付対象)

を含む。)及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る<u>政務調査費</u>)

- 第3条 会派に係る政務調査費は、月額10万円に当該会派の所属議 員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。
- 2 [略]
- 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しく は除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散 があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務 調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみ なす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も 同様とする。

4 「略]

(議員に係る政務調査費)

- 第4条 議員に係る政務調査費は、月額20万円を月の初日に在職す る議員に対し交付する。
- 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しく は除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じ た日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が 生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

- 第5条 議員が会派を結成し、会派に係る<u>政務調査費</u>の交付を受け ようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、そ の代表者は別に定めるところにより会派結成届を議長に提出しな ければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に 定めるところにより会派異動届を提出しなければならない。
- 2 [略]

(会派等の通知)

- 務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、 別に定めるところにより知事に通知しなければならない。
- 2 「略]

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員につい て、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通 知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

- 第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた 後、毎四半期の最初の月の10日(その日が宮崎県の休日を定める 条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の 休日に当たるときはその翌日)までに、別に定めるところにより 当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。 ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には 、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交

- 第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、 広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題 及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福 祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」と いう。)に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別 表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるもの とする。

(政務活動費の交付対象)

<u>第2条 政務調査費は、宮崎県議会の</u>会派(所属議員が1人の場合 <u>第3条 政務活動費</u>は、会派(所属議員が1人の場合を含む。<u>以下</u> 同じ。)及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る<u>政務活動費</u>)

- 第4条 会派に係る政務活動費は、月額10万円に当該会派の所属議 員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。
- 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しく は除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散 があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務 活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみ なす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も 同様とする。
- 4 「略]

(議員に係る政務活動費)

- 第5条 議員に係る政務活動費は、月額20万円を月の初日に在職す る議員に対し交付する。
- 2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しく は除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じ た日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が 生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

- 第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受け ようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、そ の代表者は別に定めるところにより会派結成届を議長に提出しな ければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に 定めるところにより会派異動届を提出しなければならない。
- 2 [略]

(会派等の通知)

- 第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政|第7条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政 務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、 別に定めるところにより知事に通知しなければならない。
 - 2 「略]

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員につい て、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通 知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

- 第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた 後、毎四半期の最初の月の10日(その日が宮崎県の休日を定める 条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の 休日に当たるときはその翌日)までに、別に定めるところにより 当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。 ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には 、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

付するものとする。

- 3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき又は 議員となった者があったときは、会派結成届が提出された日又は 任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を当該会派又は議員に対し交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場 合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が 生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日の場合は当月) 分 から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の 代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日 の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければな らない。
- 6 一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は 議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者 (死亡による場合にあっては、その相続人) は、議員でなくなっ た日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降 の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の使途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い 使用しなければならない。

(収支報告書等)

- 第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出 の報告書(以下「収支報告書」という。)を、会派にあっては別 記様式第1号により、議員にあっては別記様式第2号により年度 終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなら ない。
- 2 会派の代表者は、年度の途中において、会派が消滅した場合に は、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月 までの収支報告書を、別記様式第1号により消滅した日の翌日か ら起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若 しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第 1項の規定にかかわらず、当該議員であった者(死亡による場合 にあっては、その相続人)は、議員でなくなった日の属する月ま での収支報告書を、別記様式第2号により議員でなくなった日の 翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書には、政務調査費による支出に係る領収書 その他の証拠書類の写し(以下「証拠書類」という。)を添付し なければならない。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定 により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うも のとする。

(政務調査費の返還)

務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行っ た<u>政務調査費</u>による支出(<u>第9条</u>に規定する<u>使途基準</u>に従って行 った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余 付するものとする。

- 3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき又は 議員となった者があったときは、会派結成届が提出された日又は 任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月) 分以降の政務活動費を当該会派又は議員に対し交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場 合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が 生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日の場合は当月) 分 から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の 代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日 の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければな らない。
- 6 一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は 議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者 (死亡による場合にあっては、その相続人) は、議員でなくなっ た日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降 の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書等)

- 第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出 の報告書(以下「収支報告書」という。)を、会派にあっては別 記様式第1号により、議員にあっては別記様式第2号により年度 終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなら ない。
- 2 会派の代表者は、年度の途中において、会派が消滅した場合(議員の任期満了により消滅した会派が、当該任期満了による一般 選挙により当該任期満了の日の翌日に再び結成された場合を除く 。)には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属 する月までの収支報告書を、別記様式第1号により消滅した日の 翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若 しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合(任期満 了により議員でなくなった者が、当該任期満了による一般選挙に より当該任期満了の日の翌日から再び議員となった場合を除く。)には、第1項の規定にかかわらず、当該議員であった者(死亡 による場合にあっては、その相続人)は、議員でなくなった日の 属する月までの収支報告書を、別記様式第2号により議員でなく なった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければな
- 4 前3項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書 その他の証拠書類の写し(以下「証拠書類」という。)を添付し なければならない。

(政務活動費の返還)

第12条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政|第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政 <u>務活動費</u>の総額から、当該会派又は議員がその年度において行っ た政務活動費による支出 (第2条に規定する政務活動費を充てる ことができる経費の範囲に従って行った支出をいう。) の総額を

宮崎県公報

の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

<u>第13条</u> 第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類(│<u>第12条</u> 第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類(以下「収支報告書等」という。)は、これを受理した議長におい て、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日 まで保存しなければならない。

2 • 3 [略]

(委任)

要な事項は、議長の定めるところによる。

附則

[略]

控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動 費の返還を命ずるものとする。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

以下「収支報告書等」という。)は、これを受理した議長におい て、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日 まで保存しなければならない。

2 • 3 [略]

(透明性の確保)

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、 政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確 保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必|第14条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必 要な事項は、議長の定めるところによる。

附則

[略]

別表第1(第2条関係)

会派に交付する政務活動に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行
	う県の事務、地方行財政等に関する調査研
	究(視察を含む。)及び調査委託に要する
	<u>経費</u>
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(
	共同開催を含む。)に要する経費
	2 団体等が開催する研修会(視察を含む
	。)、講演会等への所属議員及び会派の
	雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報
	活動に要する経費
要請陳情等活動	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活
費	動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に
	要する経費
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会 議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	
資料作成費	議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	議への会派としての参加に要する経費 会派が行う活動に必要な資料を作成するた
	議への会派としての参加に要する経費 会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
	議への会派としての参加に要する経費 会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 会派が行う活動のために必要な図書、資料
資料購入費	議への会派としての参加に要する経費 会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 会派が行う活動のために必要な図書、資料 等の購入、利用等に要する経費
資料購入費	議への会派としての参加に要する経費 会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 会派が行う活動のために必要な図書、資料 等の購入、利用等に要する経費 会派が行う活動に係る事務の遂行に要する
資料購入費	議への会派としての参加に要する経費 会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 会派が行う活動のために必要な図書、資料 等の購入、利用等に要する経費 会派が行う活動に係る事務の遂行に要する 経費

別表第2(第2条関係)

議員に交付する政務活動に要する経費

経 費	<u>内 容</u>
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関す
	る調査研究(視察を含む。)及び調査委託
	に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(
	共同開催を含む。)に要する経費
	2 団体等が開催する研修会(視察を含む

。)、講演会等への議員及び議員の雇用

	する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報
	活動に要する経費
要請陳情等活動	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活
費	動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に
	要する経費
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会
	議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するた
	めに要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料
	等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設
	置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する
	<u>経費</u>
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する
	<u>経費</u>

別記

様式第1号(第10条関係)

[略]

年度政務調査費に係る収支報告について

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報 告書を提出します。

			年	度政	務調查	費収支報告書	Ė
	[略]						
	1 収	入					
			政務	調査	費		円
1	2 支	出				(単	位:円)
	項	目	支	出	額	備	考
	[略	[
	会 議	費	[略]			
	資料作	成費					
	資料購	入費					
	広 報	費					
	[略	i]					
	「略]						

[略]

様式第2号(第10条関係)

[略]

年度政務調査費に係る収支報告について

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報 告書を提出します。

別記

様式第1号(第10条関係)

[略]

年度政務活動費に係る収支報告について

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報 告書を提出します。

			年	度政	務活	動習	責収支報告書		
	[略]								
1	収	入							
			政務	活動	費			円	
2	支	出			_		(単	位:円)	
	項	目	支	出	額		備	考	
	[H _i	\$]							
	広聴点	報費	[略]					
	要請陳	情等							
	<u>活</u> 重	貴							
	会 静	隻費							
	資料作	成費							
	資料購	<u> </u>							
	[H _i	\$]							
	[略]								_

[略]

様式第2号(第10条関係)

[略]

年度政務活動費に係る収支報告について

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報 告書を提出します。

宮崎県公報

	年度 <u>政務調查</u>	<u>買収文報告書</u>
[略]		
1 収 入		
	政務調査費	円
2 支 出		(単位:円)
項目	支 出 額	備考
[略]		
会議費	[略]	
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
[略]		
[略]		

「略〕		1 100 200 110	動費収支報告	<u> </u>
	7			
収	入	-1 -1. \1 -14		
		政務活動費		円
支	出		(.	単位:円)
項	目	支 出 額	備	考
[#	各]			
広聴広	に報費	[略]		
要請随	‡情等			
活動	貴			
会 請	養費			
資料化	下成費			
資料關	<u>購入費</u>			
[H	各]			
「略]				

(宮崎県議会基本条例の一部改正)

第3条 宮崎県議会基本条例(平成24年宮崎県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (政務調査費) (政務活動費) 第15条 議員の<u>調査活動、広報広聴活動等の調査研究</u>に資するため │第15条 議員の<u>調査研究その他の活動</u>に資するため必要な経費の─ 必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例 部として、宮崎県政務活動費の交付に関する条例(平成13年宮崎 (平成13年宮崎県条例第29号。次項において「政務調査費交付条 県条例第29号。次項において「政務活動費交付条例」という。) 例」という。) で定めるところにより、会派及び議員に政務調査 で定めるところにより、会派及び議員に政務活動費を交付する。 費を交付する。 2 会派及び議員は、政務調査費交付条例で定めるところにより、 2 会派及び議員は、政務活動費交付条例で定めるところにより、 政務調査費の使途を明らかにしなければならない。 政務活動費の使途を明らかにしなければならない。

附目

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。 (経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の宮崎県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に 交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に同条の規定による改正前の宮崎県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧 条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第 5 条の規定による会派の届出は、新条例第 6 条の規定により提出された会派の届出とみなす。